

# 鶴岡市広告入り婚姻届・出生届の寄附に関する取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、広告入り婚姻届・出生届の寄附に関して、鶴岡市広告掲載要綱（平成23年鶴岡市告示第13号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告入り婚姻届・出生届 民間企業等の広告が印刷された婚姻届及び出生届をいう。
- (2) 寄附者 広告入り婚姻届・出生届を製作し、市に無償で提供するものをいう。

## (規格等)

第3条 広告入り婚姻届・出生届の規格等は、次のとおりとする。

- (1) A3版のカラー刷りで一つ折りすること。
- (2) 届出案内説明用紙（記入例を含む。）、提出用記入用紙（婚姻届にあっては令和元年公募により採用された鶴岡市オリジナルのデザインが印刷されたもの。出生届にあっては婚姻届に準じたデザインのもの）及び本人記念保存用の記入控えが一組となっていること。
- (3) 広告の掲載は、記入控えの裏面に、その面積の2分の1（A4）程度とすること。
- (4) 市章を表記すること。

## (配布期間)

第4条 広告入り婚姻届・出生届の配布期間は、1年間とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

## (配布場所)

第5条 広告入り婚姻届・出生届を配布する場所は、婚姻届にあっては市民部市民課窓口、地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）窓口その他市長が指定する場所とし、出生届にあっては健康福祉部健康課窓口、地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）窓口その他市長が指定する場所とする。

## (募集方法)

第6条 市長は、寄附者を市ホームページにより募集するものとする。

## (寄附の申込み)

第7条 婚姻届・出生届を寄附しようとするものは、鶴岡市広告入り婚姻届・出生届寄附申込書（別記様式）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1)団体にあっては、その団体の概要が分かるもの
- (2)個人にあっては、本人であることが分かるもの

(寄附者の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第3条及び第8条に規定する選定の基準に基づき公正に判断し、寄附者を決定するものとする。

2 市長は、寄附者を決定したときは、その配布期間内に当該寄附者以外のものからの広告入り婚姻届・出生届の寄附を受けないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(寄附者の責務)

第9条 寄附者は、広告入り婚姻届・出生届に広告を掲載しようとするもの（以下「広告主」という。）の募集を行うものとする。

2 寄附者は、広告主の募集に当り、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

3 寄附者は、広告入り婚姻届・出生届に掲載する広告の内容、色、形状等の仕様及び広告主の選定について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に製作しなければならない。

4 寄附者は、広告入り婚姻届・出生届の数量並びに納品時期及び場所について、市長の指示に従わなければならない。

5 寄附者は、広告入り婚姻届・出生届の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(寄附者決定の取消し)

第10条 市長は、寄附者が前条の規定に違反したとき又は広告入り婚姻届・出生届が不適当であると認めるときは、寄附者の決定を取り消すことができる。

(提供の中止)

第11条 寄附者は、自己の都合により提供期間の終了前に広告入り婚姻届・出生届の提供を中止しようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告入り婚姻届・出生届の提供を中止した場合における既納の広告入り婚姻届・出生届は、返還しない。ただし、中止の理由について市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告入り婚姻届・出生届の作成及び寄附に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月7日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和8年2月2日から施行する。